



# NEWS LETTER



NO  
32

発行者 NPO 法人消費者ネットおかやま 〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階  
TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-1317  
Eメール: [shounet@okayama.coop](mailto:shounet@okayama.coop) ホームページ: <http://okayama-con.net>  
2015年10月発行

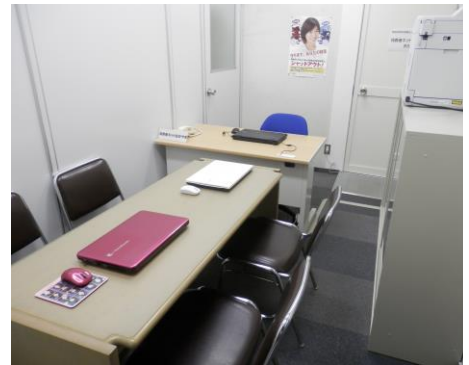
## 適格消費者団体の認定にむけて、申請書類を提出！

適格消費者団体とは、消費者全体の利益擁護のために差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受けたものです。(消費者契約法第2条第4項)

今年の1月申請にむけて消費者庁との事前折衝で、消費者ネットおかやまの事務所の設置及び新たなメールアドレスの取得について指摘されていました。8月に工事が完了し、機器も設置できたことから、9月11日付にて正式にて提出することが出来ました。

提出書類は、この3年間の不特定多数の消費者の利益の擁護を図るための活動や専門委員会による申入れ活動、財務状況、認定後3年間の収支見通し、差止請求の活動計画などです。9月17日には現地視察も行われました。今後縦覧や経済産業省との協議が行われ、判断されることとなります。

同じ時期に佐賀消費者フォーラムも申請を行っており、2つの団体が同時に適格消費者団体として認定を受けることを願っています。



消費者ネットおかやまの事務所

## 地方消費者グループ・フォーラム実行委員会が開催されました。

平成27年度地方消費者グループ・フォーラム(中国・四国ブロック)第1回全体実行委員会が18名の参加で開催されました。消費者ネットおかやまからも宮本理事が実行委員として参加しています。今会議に提出された資料に基づき、消費者庁からは今年度のグループ・フォーラムに関する趣旨や目的等報告があり、質問等への回答を含め確認されました。今回のグループ・フォーラムは、開催地実行委員会事務局を島根と鳥取の両生協県連とすること、テーマについて『誰もがつながりあって安心して住める地域を』に決定しました。

日時：2015年12月4日(金) 午後13:00~16:00

会場：米子コンベンションセンター国際会議室

当日のプログラムとスケジュール、報告者

(開会挨拶) 島根県実行委員

(消費者庁報告) 消費者庁長官 坂東 久美子氏

(基調講演) 同志社大学大学院社会学研究科教授 上野谷 加代子氏

(団体報告) 松江市市民部市民生活相談課 専門幹  
消費・生活相談室 室長 青木 佳子氏  
消費者ネットひろしま

(分散会)



昨年のグループ・フォーラム

消費者庁から、フォーラム終了後に消費者庁長官と実行委員との「懇談会」的な取り組みについて、提案され、次回協議することとしました。

# 第19回適格消費者団体連絡協議会 100名を超える参加 で開催されました。



9月26日(土)くまもと県民交流館パレアにて第19回適格消費者団体連絡協議会が開催され、消費者ネットおかやまから河端事務局長、近藤事務局の2名が参加しました。

消費者支援ネットくまもと青山理事長から、今回100名を超える参加者となったこと、岡山と佐賀が申請し受理されたこと、めざす団体の参加が増えたことなどにふれて開会の挨拶が行われました。

続いて熊本県県民生活中園局長から、くまもとが全国12番目の認定となり、適格消費者団体が出来たことで情報提供に関する県との覚書を結んだことなどにふれて挨拶が行われました。

## 適格消費者団体連絡協議会・全体会

全体会では、各団体から事前に出されていた課題等を踏まえて意見交換を行いました。

### 財政基盤強化策について

財政基盤を強めるために自主的な基金の設立が求められており、一般の人たちからの寄付を受け付けていくことが必要であること、全国消団連でも「消費者被害回復支援基金」(仮称)として新たな基金を設立し広く社会的に求めていくことの検討を始めることが紹介されました。またネットでの寄付を集めることや「休眠預金」活用について、超党派の議員連盟で議員立法として出す動きがあることなど紹介されました。

委託事業について、北海道や広島からの取組報告や県の補助事業を受けての取組について報告されました。補助金は、管理的な費用には使えないなどの制約がある場合や、委託事業を受けると差止め請求業務との関係で支障が出るなどの問題点も出されました。

### 事務局の確保や事務について

事務所は安いところを確保し事務局は交代で務めている団体や、支援する団体にとって継続的に人と資金を出すことの問題もあること。長期的に考えると収益事業を行うことの見解や検討委員会の議事録、更新期間、事務マニュアル等について意見が出されました。

### 申入れ、差止め事案について

情報収集のやり方について、県との情報提供の協定を結び、消費生活センターからの提供や相談者への働きかけなども行われている。また、外部からの情報提供などもあることなど報告されました。

申入れについて、解約条項の根拠となる資料を早期に出させること、そのために文書提出命令も行う必要がある。また、消費者契約法の改正で立証責任を明文化することを求める必要があることの見解が出されました。事業者の回答の公開について、事前に公表することを伝えて、問題があれば事業者から申し出があることなど紹介されました。

次回開催地について、埼玉とし、2月13日(土)浦和駅周辺とすることが報告され全体会を終了しました。

## 分科会・適格消費者団体を目指す団体の会 11団体45名が参加

全国から9月申請を行った岡山と佐賀を含む11団体45名が参加して分科会を開催。事務局の確保や会計事務処理、申入れ活動における回答のない事業者に対する対応、公表や認定申請にむけての作業、消費者庁との調整等について意見交換を行い、参加した適格消費者団体からのコメントが行われました。

# 「消費者行政における新たな官民連携の在り方に関する調査報告」が8月に出されました。

消費者委員会 消費者行政における官民連携の在り方ワーキング・グループ 山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授（座長）から、消費者行政における新たな官民連携の在り方に関する調査報告がまとめられました。その中で適格消費者団体との連携や支援についても報告されています。一部紹介します。

## 適格消費者団体との連携

適格消費者団体とは、平成18年の消費者契約法（平成12年法律第61号）の改正により導入された消費者団体訴訟制度に基づき、消費者全体の利益擁護のために、事業者の行う不当な行為に対する差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた団体として、内閣総理大臣からの認定を受けた消費者団体である。消費者被害の防止と良質な市場形成において重要な意義を持つこの消費者団体訴訟制度は、その後、消費者契約法に加えて、平成21年には不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）及び特定商取引に関する法律、平成25年には食品表示法にも導入され、適格消費者団体の担う公益的な役割も拡大してきている。

適格消費者団体による不当条項や不当勧誘行為の差止めや、特定適格消費者団体による被害回復裁判手続は、本来、行政が担うべき監督・法執行の一端を、差止請求や民事救済の形で担っていると考えられることも可能である。そこでは、専門性を有する民間の中間的団体によるある種の「目利き機能」と「意見集約機能・代表機能」が、行政目的の実現を担っていることになる。

適格消費者団体として認定されるためには、組織体制や業務規程が整備されていること、経理的な基礎があること等の要件があるが、それらの要件を充たすものとして認定されている。現在認定を受けている12の団体の多くが財政状況や組織体制に課題を抱えているという指摘もある。

不当な勧誘などの消費者トラブルにあったら  
「消費者団体訴訟制度」の活用を！



## 適格消費者団体の公益的役割と行政による財政支援の必要性

適格消費者団体は、消費者の視点に立って市場の監視者としての役割を担っている。その役割の重要性に鑑みれば、適格消費者団体の活動を充実させ、拡大させる環境を整える必要がある。

消費者団体訴訟制度は、従来は行政の役割とされてきた事業者の不当行為の是正という作用の一端を、それを担うにふさわしいとして国が認定した適格消費者団体に差止請求権の行使という形で実質的に担わせる制度であると評価することもできると考えられる。その意味で、適格消費者団体は、行政における執行を補完する重要な役割を果たすことになる。

## 行政による適格消費者団体への支援策

地方消費者行政推進交付金については、地方消費者行政の充実・強化に向けた多様な事業メニューが用意されている。そのメニューの1つとして適格消費者団体等、地域において消費者問題に取り組む団体への補助事業を含む地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業が掲げられているため、地方公共団体の予算編成における適格消費者団体への支援の優先順位を上げることが必要である。また、地方公共団体の財政負担を伴わない「先駆的プログラム」において、既存の適格消費者団体の差止請求等の活動支援が実施できるように政策テーマを追加することで、地方公共団体における適格消費者団体への政策的支援に関する意識付けを図ることも必要である。

消費者庁の「支援を検討する会議」は10月22日第1回開催予定。第2回11月13日ヒアリングの予定となっています。

# 消費者契約法の見直しにむけて検討が始まっています。

昨年8月、内閣総理大臣から内閣府消費者委員会に対し「消費者契約法について、施行後の消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方」の検討を行うように諮問がなされました。

消費者契約法は、消費者契約に関する包括的民事ルールとして2000年に制定されたものですが、それ以降の15年で社会も大きく変化し、私たちの契約を取り巻く問題状況も明らかになってきています。諮問文にある通り、こうした変化への対応の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を見直し、消費者の利益の擁護を進めていくことが必要です。

既に8月11日、消費者委員会消費者契約法専門調査会の「中間とりまとめ」が公表されました。この後の同専門調査会での審議や消費者庁での法案化、国会審議などを通じて、高齢者被害やネット取引被害を含めた現実に社会に存在する多くの消費者被害を予防・救済できる中身の法改正にしていかなければなりません。そうした目標に向けて幅広いネットワークによる運動が全国消団連から提起され、消費者ネットおかやまでも第3回理事会で、この運動への賛同と参加を行うことを決定しました。



## 政府広報に似せたチラシで偽の相談窓口に誘導する手口に御注意ください 消費者庁

政府広報「家族みんなで防ごう！高齢者詐欺！」に似せて、偽の相談窓口を案内するチラシが出回っているという情報が消費者庁に寄せられました。

偽物のチラシは、(独)国民生活センターと紛らわしい団体名を称し、「電話による営業を行っている会社の内容を知りたい・調べたいまたは困っている。すぐにご相談ください。」として、偽の相談窓口へ誘導するものです。

- ・消費者庁、国民生活センター及び消費生活センター等では、個別の事業者の事業内容等についてお答えすることはありません。
- ・このような相談を受け付けている電話番号は偽物ですので、電話を掛けないように御注意ください。
- ・少しでも疑問や不安を感じた場合には、お近くの消費生活相談窓口まで御相談ください。消費者ホットライン「188(いやや!)」番に掛けると、お近くの消費生活相談窓口を御案内いたします。

(注) 消費者ホットラインは、平成27年7月から、3桁の「188(いやや!)」番になっております。なお、従来の0570-064-370に掛けても引き続き消費者ホットラインにつながります。

本物のチラシ⇒

A flyer with a yellow background and a police officer in a helmet on the right. The title is '高齢者詐欺 急増中じゃ!' (Elderly fraud increasing rapidly!). Below the title, it says '平成25年における高齢者詐欺の被害は、過去最高を記録しました。特に「振り込まない「振り込め詐欺」や「劇場型詐欺」など、巧妙化した新しい手口による被害が急増しています。さらに詐欺被害は都会だけでなく、地方にも拡がっています。警戒心を忘れず、「お・し・だ・そ・う!」高齢者詐欺で、詐欺に遭わないように気をつけてください。' Below this is a list of warning signs in a house-like shape: 'だ' (だまされたい), 'お' (おしひき話にのらない!), 'そ' (相談しよう!), 'し' (信じない!). At the bottom, it says '少しでも怪しいと思ったら、迷わずご相談を!' and '消費者ホットライン(ご無料)\* 0570-064-370(有料)'. There is also a '未だ発生' (Still occurring) and '検査' (Check) button.

今すぐチェック! 巧妙化する詐欺の手口と、対処ポイント!